

## 労務費等を明示した請負代金内訳書の提出について

草津市が発注する工事の請負代金内訳書について、令和8年4月1日より、下記のとおり取扱いを改めますので、受注者の皆様におかれましては、御留意ください。

### 記

#### 1. 請負代金内訳書への労務費等の明示

契約締結（令和8年4月1日～）後に提出する請負代金内訳書について、以下の費用を明記して下さい。

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費の事業主負担額
- ・安全衛生経費
- ・建設業退職金共済制度の掛金

#### 2. 請負代金内訳書の提出方法

市発注の建設工事を受注された事業者には、契約締結後5日以内の「工事着工届」および「工程表」の提出に加え、労務費等を明示した「請負代金内訳書」の提出を求めます。

草津市建設工事請負契約約款第3条を次のとおり改正します。

(工事着工届、工程表および請負代金内訳書等)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事着工届、工程表および請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

#### 3. 対象工事

令和8年4月1日以降に入札公告・通知を行う市発注工事のうち、契約書を作成するすべての工事を対象とします。ただし、単価契約工事は除きます。

#### 4. 請負代金内訳書の様式

様式は任意としますが、住所、商号または名称、代表者氏名、工事名、契約年月日、工期を記載のうえ、入札時に提出した工事費内訳書と同じ内訳金額および工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる労務費等を記載してください。いずれも消費税及び地方消費税相当額を除きます。

(参考：労務費等の明記について)

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月国土交通省不動産・建設経済局）」から参考に作成

##### ●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表1 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積み上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

※法定福利費の計算方法は、国土交通省のマニュアル「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>) 参照）等を参考のこと。

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

※建退共共済証紙・退職金ポイント購入額の算出方法は、

建設業退職金共済事業本部 HP：手続きのご案内のページ

(<https://www.kentaikyو.taisuyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html>) 等を参考のこと。

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表2 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目	
直接 工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接 工事費	共通 仮設費	準備費		調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全管理等に要する費用	安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）		
			・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具		
		警報設備	土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）		
			・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計		
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・ 火薬庫など
現場環境改善費			・ 照明器具、熱中症対策設備		
現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）		
	安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編